

令和元年度監査報告書

第1回定期監査

総務部

- 【 秘 書 課 】
- 【 契 約 管 財 課 】
- 【 職 員 課 】
- 【 防 災 安 全 課 】
- 【 課 税 課 】
- 【 納 税 課 】

令和 元 年 12 月

国分寺市監査委員

令和元年度第1回定期監査報告書

第1 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査

第2 監査の対象事務

総務部（秘書課，契約管財課，職員課，防災安全課，課税課，納税課）における財務に関する事務及び当該事務の執行について

第3 監査の範囲

平成31年度（平成31年4月1日から令和元年8月31日まで）の執行分現金及び郵券等については，監査現地調査日までを対象とした。また，平成31年度（令和元年度）に実績のない事業等については，平成30年度以前を対象とした。

第4 監査の実施期間

令和元年9月3日から令和元年12月26日まで
現地調査

月 日	監査対象所管
令和元年10月7日	契約管財課
令和元年10月8日	職員課，防災安全課
令和元年10月9日	秘書課，納税課
令和元年10月15日	課税課

第5 監査の着眼点

監査対象所管の事務の執行が，関係法令等に準拠し，適正かつ効率的に行われているかを主眼とし，下記項目について検証した。

- 1 収入事務（調定，徴収，現金取扱）は関係法令等に基づき適正に処理されているか。
- 2 支出にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 3 契約にかかわる事務は関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- 4 文書管理は関係法令等に基づき適正に作成，管理されているか。
- 5 郵券，現金の管理は適正に行われているか。

6 車両の安全運転管理，施設の安全管理は適正に行われているか。

第6 監査の方法

監査対象所管から関係資料，証拠書類の提出を求めるとともに書面及び現地調査を行い，必要に応じ関係職員の説明を聴取し監査を実施した。

第7 監査の結果

監査の着眼点に留意し調査を行ったところ，適正に執行されているものと認められたが，一部改善及び検討を要する事項が見受けられたので，以下個別に記述する。

1 備品管理について

備品一覧に関して，表上では存在するが，実際は廃棄されているものや，保管場所が不一致又は不明確となっているものが見受けられた。国分寺市物品管理規則に基づき適正に処理されたい。

2 資金前渡に係る事務について

資金前渡を受けた現金の取扱いにおいて，金融機関への預金の遅れ，現金の残高がわかるような現金出納簿の不備，清算時期の遅れが見受けられた。国分寺市会計事務規則に基づき適正に処理されたい。

3 消防団における交付金管理について（防災安全課）

市から交付している消防団運営交付金に関し，本団及び分団から提出された平成30年度の現金出納帳を確認したところ，その一部に国分寺市消防団運営交付金支給要領で規定されている用途としてふさわしくないと読み取れるものが見受けられた。今後本要領に基づき適正に処理されたい。

4 追加課税について（課税課）

軽自動車税申告書の誤認により，軽自動車税において追加課税を行っていたことが確認された。研修等により各職員の知識向上を図るとともに，確認方法の見直しを行い再発防止に努められたい。